

社会教育施設の民間運営をめぐって～指定管理者制度と図書館～

廣瀬敏夫

(甲府市立東中学校)

【要旨】

指定管理者制度が図書館など社会教育施設の運営に導入されている。コスト削減という視点から見ると、直営にはできないような経営刷新も可能であり、民間活力の導入は大きな意味を持つものである。しかしながら、その背景には職員給与の削減が前提としてあり、職員の生活の保障や働きがい抜きにして、住民サービスの向上はうまれえない。

本論文では、運営形態の異なる二つの図書館を比較し、実際にコスト面での状況を見るなかで、今後の図書館経営のあり方を考えるものである。

1. 本論文の目的

2003年6月地方自治法が改正され、9月より公の施設の管理を指定管理者(法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの)に行わせることができるようになった¹。

このような流れのなかで、図書館では桑名市立中央図書館がPFIを導入して建設され、2004年10月から運営が始まっている。また、山中湖情報創造館も指定管理者制度によってNPOが管理運営を行う公設民営図書館となっている。そのほか多くの都道府県及び市町村の社会教育施設において、指定管理者制度導入が進められている。

これに対して、生涯学習関連雑誌が「指定管理者制度」、「アウトソーシング」等を特集テーマとして取りあげ、さまざまな視点から検討が加えられている。

本論文は、今後ますます公共施設の建設・管理・運営が民間に移されようとするなかで、図書館を事例に公共の担い手の変化とその問題について考えていくものである。

2. これまでの論議の状況

2003年度以降の『図書館雑誌』等生涯学習に関係する雑誌の論考を整理してみると、①図書館の役割、図書館サービス、公共性といった機能に問題が発生するという指摘 ②職員の雇用や専門性、経験、働き方など人的な問題が発生しているという指摘 ③行政改革、特に財政的な面からくる問題であるとするものなどに分けることができる²。このなかで、③については国をあげての行財政改革の動きが地方公共団体においても取り入れられ、その流れのなかで民間活力の導入が公共施設運営など切り離しやすい部分からスローガンのように入り込んでいるようにも感じられる。

やはり問題点として、公共サービスとしての図書館サービスはどうあるべきか、市民が図書館サービスをどう評価しているかが問われているのであり、この点を論議せ

ずに民間活力の導入のみを決定していくのは拙速に感じられる。現状でも、解決可能なのか、新しいシステムを導入した方がよいのか、ていねいに検討する必要がある。

3. 現状認識

(1) 民間活力の導入の流れ

実際には社会教育施設の民間委託は1990年頃から広まりつつあり、警備や清掃といった部分委託から管理運営などを含む全面委託まで、さまざまな形での民間委託がすすんできた(資料1)。特に2003年の地方自治法の改正では、委託先及び委託で

【資料1】公の施設管理制度の比較				
(海野頭司「指定管理者制度と地方公共団体の出資法人」『月刊公民館』2004年8月より)				
時 期		平成3年改正前	平成3年改正後	現在
制 度		管理委託制度		指定管理者制度
手 続		契約		申請に基づき指定
委ねる事項	公営施設等に基づく行為①	×		×
	公営施設等に基づく行為	権限の性格②	×	
		非権限の性格③	○	
相手方	公共団体又は公共的団体	○	○	○
	普通地方公共団体から設置している法人で政令で定めるもの	×	○	○
	民間団体	×	×	○

①公共の安全を維持するための施設の使用禁止行為や、公序良俗に反する使用に対する使用停止命令など
②利用許可及び取消(②の範疇には、ほかに使用量の強制徴収、料金の賦課、不服申立てに対する決定、基本利用条件の設定なども含まれるが、今回は利用許可関係のみ)
③利用申し込みの受理、利用許可書の交付、入場券の検収など。なお、ここには使用料の徴収・収納行為も含まれるが、この問題は、私人の公金取扱いに関する規定(地方自治法第243条、同法施行令第158条)により処理される。
備考 施設の清掃、維持補修と警備などは、管理委託とは別のもので、新旧両制度下で民間委託が可能

きる業務がさらに拡大され、「指定管理者制度」のもとでは、指定管理者となった民間事業者が管理運営を代行することも可能となり、その内容が大幅に拡大されている。

たとえば利用料金についても、指定管理者が自らの収入として公の施設の利用に係る料金を収受することができるようになった。つまり、管理を行うために必要な経費は、①全て利用料金 ②全て設置者である地方公共団体からの支出金 ③一部を地方公共団体からの支出金で、残りを利用料金でまかなうなどの3通りの方法が考えられ、その結果として委託を受けたものが運営する際の自由度が増している。総務省は、指定管理者制度を前提にするように指導しており、新制度導入が今後一層進められる見込みである。

(2) 指定管理者制度の目的

指定管理者制度の導入は、①民間事業者のノウハウを活用することにより、管理経費が縮減でき、その結果として施設の利用料金が下がる ②利用者の満足度を上げ、より多くの利用者を確保しようとする民間事業者の発想を取り入れることにより、利用者へのサービスが向上する などの成果が期待されているように、「官から民への流れを加速させ、民営化や官民競争の推進等を通じて、行政サービスの民間開放の『範囲』と『規模』を拡大する」³ものであるといわれている。

これは、行政サービスへの民間と競争原理の導入、地方公営企業の民営化等を打ち出しもので、公共部門に企業経営手法を導入することで活性化ができるというサッチャリズム、レーガノミックスなどNPMの流れの実現である。

(3)PFI の導入

PFI(Private Finance Initiative)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法である⁴。これまで、行政が担ってきたものを、民間活力の導入によって効率化を図るとともに、民間事業者にたいしてビジネスチャンスを提供するものである。つまり、内容的には、経済活性化への期待が大きいものである。

イギリス等では、既に PFI 方式による公共サービスの提供が実施されており、有料橋、鉄道、病院、学校などの公共施設等の整備、再開発などの分野で成果を収めているとされている。

この手法によって、整備運営されている図書館に桑名市中央図書館がある。そのほか、稲城市中央図書館等整備運営事業、長崎市立図書館整備運営事業、府中市市民会館・中央図書館複合施設整備事業が公表されている⁵。

また、山梨県では、県立図書館を含む「新たな学習拠点(図書館、生涯学習センター及び集客機能を含んだ複合施設)」の整備が、PFI の導入の方向で検討がすすめられている。

PFI 導入のメリットについて、導入した桑名市中央図書館では次のように述べている。

(資料2) PFI 導入のメリット

■公共側のメリット

民間事業者のノウハウの活用により、事業期間全体でのコスト縮減が可能となります。また、公共は民間事業者の提供するサービスを購入する形で事業費を払うため、財政支出を平準化する事が出来ます。事業の遂行に際して発生する様々なリスクを適切に民間事業者に移転する事により、公共にとって予測不可能な責任を負う危険が減少します。

■民間事業者側のメリット

PFI の導入により、公共施設の整備・管理運営事業等が民間業者に委ねられるため、新規事業獲得の機会がもたらされます。

新たな資金調達手法(プロジェクトファイナンス等)が取り入れられることにより新規金融市場が創出され、日本経済の活性化に寄与することが出来ます。

■利用者のメリット

民間事業者が施設の運営等を行うため、利用者へのサービス向上が期待できます。例えば、図書館の場合、開館日数の拡大や開館時間の延長など柔軟な運営が可能となります。

実際に運営されて間もないことや同様な図書館がないので比較検討できないが、建設については別として運営面でこの図書館が一つのケーススタディになるであろう。

4. 県内の2つの図書館の運営から

(1)調査の概要

山梨県には県立を含め 38 館の公立図書館が設置され、市町村合併によって同一市内に複数の図書館が存在する場合も増えている。このなかで、1998 年に設置された八ヶ岳大泉図書館⁶(新藤恵館長)は、県内初の年中無休かつ夜間貸出、自動貸出返却器を導入した図書館である。住民一人あたりの貸出冊数もたいへん多いことで知られている。

また、2004 年に開館した山中湖情報創造館(小林是綱館長)は、県内で初めて NPO が指定管理者となって運営する図書館である。自動貸出返却器の導入、24 時間対応の貸

出やインターネットを活用した情報発信にも積極的であるほか、一部施設の有料化も試みられている。

この 2 館は、山梨県の北西部と南東部と離れてはいるが、いずれも観光地、別荘地をかかえた図書館であるだけでなく、開館時の館長が同じこともあり、新しい発想が積極的に取り入れられている。

そこで、この 2 館に対して、現地調査及びヒアリングを行い、直営と指定管理者制度という運営形態の違いによる状況を考察し、今後の図書館運営についての課題や可能性を検討してみることにした。

(2) 施設及び利用に関する比較

1) 村勢の概要

山梨県統計調査課の調査によるデータ(表 1)をみると、面積では大泉村⁷のほうが広いが、人口、産業等については山中湖村のほうが大きい。特に山中湖村は財政力指数が 1.25 と県内では数少ない交付税の非交付団体である。また、人口構成等を詳細にみると、高齢者の割合や高齢者単独世帯、生活保護世帯も大泉村のほうが多い。

このような状況のなかで、それぞれ図書館を整備運営している。

2) 施設の概要

施設の概要については、表 2 のとおりである。図書館開架部分はほぼ同じ面積といってよい。しかし、実際には山中湖では書架が一面に並んでいるなかに入っていくような感じであるが、大泉では書架、メディアなどのコーナーに分かれている。窓からの眺めは、どちらも観光地であることをいかにしている。

大泉は SV ホールや金田一春彦ことばの資料館を併設し、さらに入口を共用して児童館も同じ建物の中にある。一方、山中湖も富士山コーナーが設置され、渡り廊下で山中尋常高等小学校(学習室・研修室棟)とつながっている。この高等小学校部分は有料施設となっている。

開館時間は表 3 のとおりで、大泉は 19:00 (その後 22:00 までは無人であるが貸出返却が可能)まで、山中湖は 21:00 (登録利用者は予約した資料の 24 時間受領ができる)まで開館している。

資料については、表 4・5 のようになっているが、山中湖は開館したばかりであるため単純に比較はできない。開館当初をみるとほぼ同じようになっているのがわかる。なお、山中湖では開館前に住民、子どもによる選書ツアーを企画して、住民参加型の資料収集も行われている。

予算面では、大泉は開館後も継続的に予算を獲得している。基本構想の原点に立ち返って、資料の収集を行っている点は評価に値する。また、2004 年度は合併ということもあり予算額が 1、500 万円に増加している。山中湖は、2004 年度は当初 700 万円であったが寄付により 100 万円の資料費が追加された。

利用の状況は、表 6 のとおりである。月当たりに換算してみると、大泉が山中湖の 2 倍以上になっている。図書館としての定着度もあるだろう。いずれも、観光地をかかえるため別荘などの利用者もあり夏期には貸出冊数が増加している。

(3) 人件費等に関する比較

これまでみてきたように、2 館はほぼ同規模の図書館であるといえよう。大きな違いは、大泉が直営であるのにたいして、山中湖は指定管理者制度を導入して NPO が管理運営を行っているという点である。

では、指定管理者制度の導入がどれだけの効果をもたらしているか、表 7 により比較してみることにする。ただし、現時点では人件費のみの比較であり、人的資源の活用、管理運営が NPO であるがゆえに生み出される収益を活用した部分については、数年の経過を見ていく必要がある⁸。

大泉では、実際の役場職員は主事(男性)1 名である。館長は 3 月まで社会教育課長と兼務であったが、役場職員を退職したのを機に専任館長(非常勤嘱託)となっている。司書資格を持つのは、嘱託職員の 2 名であり、1 名は新採用である。開館当初は、館長(非常勤嘱託)と主事 2 名が司書資格を有していたが、当時の館長は退職、また他の職員も人事異動で役場の行政職に移っている。なお、嘱託職員の採用の際には、司書資格保有を条件にしている。このほかに、パートの女性を 3 名雇用し、ローテーションで運営している。館長の方針で職の区別はせず、職員の会議や研修、選書等にも全員参加で図書館運営を行っている。

一方山中湖は、NPO 職員が業務にあたっている。館長以外は図書館職員としては新規の採用である。NPO 法人地域資料デジタル化研究会の会員および、この事業のために募集した職員(採用後は NPO に加入)から構成されている。

基本給は表のとおりであるが、大泉が基本的に 8 時間勤務であるのにたいして、山中湖は 6 時間を原則としている。この結果、時給に換算すると、山中湖のほうが平均して高くなっている。NPO 職員によると、6 時間労働は自分の時間を生み出しやすく、他の収入を得ることも可能で新しい働き方であるとしている。この結果、大泉の人件費が 14、725 千円であるのにたいして、山中湖は事務局員給与(NPO 事務局員が情報創造館の給与経理を行う)も含めて、13、930 千円である。

ただし注意すべきことは、山中湖の館長はボランティアとして経営参加しており、この分の給与は支払われていない。また、役場から社会教育課の図書館係長が常駐して、委託部分以外のランニングコストの事務や事業収入等の経理や NPO と教育委員会の調整を行っているが、この分の給与は含まれていない。なお、NPO の 2004 年度の指定管理料は事業費も含めて 15、000 千円となっている。

(4) 考察

では、果たして指定管理者制度にはどれだけのメリットがあるのだろうか。

行政側の試算によるとおよそ 7、000 千円という。指定管理者制度の導入は、当初からあったものではなく、2003 年 4 月に現館長が民間人館長として採用され、そのなかで新しい運営形態として NPO への委託も検討された。この金額はその際の試算であり、当初は直営で職員の司書 2 名+嘱託職員で構成して運営する予定であったが、開館準備過程で地方自治法第 244 条の改正があり、山中湖村ではこの制度を導入することにな

ったということである。

現在、役場職員が1名在籍しているのは、3年間の契約期間をとおして図書館運営を作り上げていくためであるという。特に初年度については、人件費と事業費のみが指定管理者に支払われていることがその表われである。

つまり、光熱費等のランニングコストは24時間利用もあって予算化しにくく、この部分を含めることができなかった。また、事業等による収益も現在は村の収入とされているが、今後は実績も考慮しながらすべての経費を含めての委託料の拡大が検討されている。現段階では少々変則的ではあるが、NPOを指定管理者とした情報創造館の運営は円滑に行われていると、村では評価している。

そのうえで、いくつかの問題を列記しておくことにする。

①人件費についてあまり大きな差が見えない。しかし、特に館長1名がボランティアという働き方をしていることを考えると、現館長の退職後の職員採用に問題が発生することにならないのか。また、経費削減が強調されすぎてはいないか。

②職員の保険加入の問題がある。雇用保険、労災保険には双方ともに加入しているが、健康保険、年金に関しては、大泉では公務員共済に加入しているが、山中湖では各自が国民健康保険、国民年金に加入しなければならない。これでは、実質賃金を下げていることになる。

③6時間労働という働き方は今後定着するのか。一種のワークシェアリングの実験場である。司書の資格を生かして職に就く場合の選択肢の一つではあるが、このような働き方を本当に望んでいるのかどうか。山中湖の勤務表によると、早番、遅番が固定されているため、職員のなかにはコンビニやレストランでサイドワークを行っている者もいる。月収15万円程度で家計の維持は不可能であり、そうせざるを得ない状況にあるともいえる。今後の職員の定着が問題となる。

④職員の経験をどれだけ評価できるか。NPO職員の給与にたいして昇級や能力評価の財源をどうするかが課題となってくる。枠のなかでの分配となると、職員の質の低下につながる恐れもある。また、せっかく経験を積んだ職員が去っていくことにもなり兼ねない。現時点で2名の職員が退職し、新たに採用されている。大泉のように、有資格者を嘱託職員として採用することによって経験を生かすのも、一方策であり指定管理者の導入とそれほど差が生じないように思われる。

⑤住民へのサービスは向上しているか。現実に山中湖の利用者から、「図書館はすばらしいが、もっと専門的なレファレンスもほしい」という声も聞かれた。「館長は専門家であるが、常駐していないので職員に聞いてもわからないこともある」という。両館ともにあいさつなどたいへん気持ちよく顧客重視を感じるが、図書館サービスは、専門的な課題にいかに対応してくれるかが最重要ではないか。既存の図書館が指定管理者制度やPFIを導入していく場合、経験豊かな職員をどのように確保できるかが大きな課題といえよう。

コスト削減のために民間事業者が運営することになって、それまでのベテラン職員に代わる人が安い人件費で採用できるのだろうか。公務員としての司書が民間事業者を経験を買われて異動する場合に、納得できる賃金が保証されるのだろうか。司書を

続けたいからやむを得ず勤務するという状況では、労働の搾取であり本当の働きがいはいは見いだせるのか。そこからサービスの向上が生まれるのか疑問である。

⑥協働の重要性を考える。山中湖の役場職員の常駐はメリットを生んでいる。住民が見知らぬ NPO 職員に言いにくいことでも、経験のある役場職員には気軽に言うこともでき、住民と NPO をつなぐ役割も果たしている。これは、どこまで委託するのかという範囲の問題になる。文京区のようにカウンター業務を委託するのか、PFI を導入した桑名市のように全面委託にするのだろうか。PPP (Public Private Partnerships) という観点からいうと、山中湖のように役場職員を配置して、一種の緊張関係をつくることでメリットが増幅される。指定管理者だけでは、報告の義務はあっても甘えやマンネリも出てこよう。あまりに行政が強いと、民間ならでは発想や手法がいきでこない。ちょうど良い緊張関係が、指定管理者制度を生かすことにつながる。

⑦指定管理者としての NPO のメリットをどういやすのか。今回の事例は、民間営利事業者ではなく NPO が指定管理者となっている。県立図書館の司書や公共図書館の館長経験も長く図書館を熟知している NPO 出身の館長が運営を行っている。しかも、この NPO 自体が県内でつくられた県民参加型の NPO である。

このようなことから考えて、指定管理者や PFI の担い手として、地域密着型の民間事業者の発掘、あるいは成長が望まれる。NPO は同じ志を持つ目的的な団体であるから、その専門性を生かすことができる場となる。その地域の実情にあった図書館サービスのあり方など詳細を明らかにしたうえで、どのような方法で運営するかをきちんと検討していく必要がある。安易な指定管理制度の導入は、経費削減につながらないばかりか、サービスの向上にもつながらない。

5. まとめにかえて

これまでみてきたように、すでにさまざまな形で図書館業務の一部民間委託は進んでいる。しかし、指定管理者制度が導入されている図書館はまだ少ない。そのなかで重要なのは、民間委託ありきではなく、その地域に住む住民が何を求めているかという点から、図書館サービスあるいは公共性をとらえ直して、そのうえで経営の手法を考えることである。

そこでは、「人」がキーワードになるであろう。図書館に携わる司書をはじめとする専門職員、一般職員、嘱託職員と利用者、図書館を支える住民など、図書館を中心にした人のネットワークが協働を生み、よりよいサービスの実現につながる。そのなかで、働く一人ひとりが働きがいを持った活動ができることも、サービスの向上につながるものであることを忘れてはならない。そして、やはり原点は、「図書館のサービスとは何か」をきちんと問うことである。

また、本県では 64 あった市町村が合併して 38 になった。それにともない図書館の運営についても、課題が生じている。住民へのサービスを向上させる方向に、検討していかないと「直営だから」と批判を浴びることになる。せっかく一市町村内に複数の図書館をもてるようになったわけだから、どう活用するかを積極的に検討していくことも重要である。

注記

¹ 平成15年に地方自治法が改正され（平成15年6月13日公布、同年9月2日施行）、公の施設の管理は、基本的に直営だったものが、1991年に管理受託者が①公共団体（土地改良区など）②公共的団体（農協、生協、商工会議所、地域住民団体等）③出資法人（財団法人、社団法人）にまで拡大され、さらに「管理委託制度」が廃止され、地方公共団体の指定を受けた管理者（株式会社等の民間営利事業者を含めた者）に対し指定を行うことが可能。指定を受ける者に制限はなし。ただし個人は対象外）が管理の代行ができる「指定管理者制度」となった。これにともない、2006年9月までに公益法人の管理する施設の管理は、直営か指定管理者にすることになった。

² 『図書館雑誌』『現代の図書館』など。参照した雑誌の専門性からみると、社会教育施設職員によるものが主なので、導入に対する抵抗感も大きい。一方、積極的民営化を進めてきた職員や民間の立場からみると、民間委託は社会教育施設を変えるのに一定の役割を果たしているという評価になっている。

³ 経済財政諮問会議ホームページ

<http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2003/1017/item1.pdf>

⁴ PFI法1条「この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営（これらに関する企画を含む。）の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」

⁵ PFI推進委員会ホームページ <http://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai4.html>

⁶ ハヶ岳大泉図書館は、平成17年度より「大泉金田一春彦記念図書館」名称を変更している。

⁷ 平成16年11月1日に7町村が合併し北杜市に移行、現在北杜市大泉町。この調査では、旧村のデータをもとに比較することにする。なお、大泉村はハヶ岳、山中湖村は山中湖をかかえているため居住面積は限られる。

⁸ 山中湖村では、情報創造館の指定管理者の契約期間は3年としている。

表 1 : 指標 (平成 15 年度)

市町村名	総人口 (人)	人口密度 (可住地面積1km ² 当 たり)	男女性比 (女子100 人に対す る男子数) (人)	年少人口 割合(0～ 14歳) (%)	生産年齢 人口割合 (15歳～6 4歳)(%)	老年人口 割合(65 歳以上) (%)	平均年齢 (歳)	1世帯当 たり人員(総 世帯)(人)	高齢者単 身世帯の 割合(%)	市町村内純生 産(千円)	農業算出 額(千万 円)	年間商品 販売額(万 円)	教員1人 当たり小 学校児童 数	自家用自 動車保有 台数(1世 帯当たり) (台)	生活保護 被保護人 員(人口千 人当たり) (人)	財政力指 数	市町村民 税(人口1 人当たり) (円)
資料出所	県統計調 査課「常住 人口調査」	県統計調 査課「常住 人口調査」	県統計調 査課「常住 人口調査」	総務省「国 勢調査」	総務省「国 勢調査」	総務省「国 勢調査」	総務省「国 勢調査」	県統計調 査課「常住 人口調査」	総務省「国 勢調査」	県統計調 査課「市町村民所 得推計」	関東農政 局「山梨農 林水産統 計年報」	県統計調 査課「商業 統計結果 報告」	県統計調 査課「教育 統計調査 結果報告」	関東運輸 局山梨運 輸支局資 料	県児童家 庭課資料	県市町村 課資料	県市町村 課資料
調査時点	平成15年 10月1日	平成14年 10月1日	平成15年 10月1日	平成12年 10月1日	平成12年 10月1日	平成12年 10月1日	平成12年 10月1日	平成15年 10月1日	平成12年 10月1日	平成12年度	平成14年	平成14年6 月1日	平成15年5 月1日	平成15年3 月31日	平成15年4 月	平成14年度	平成14年度
調査周期	毎年	毎年	毎年	5年毎	5年毎	5年毎	5年毎	毎年	5年毎	5年毎	毎年	本調査は 5年毎(簡 易調査は 本調査の 2年後)	毎年	毎年	毎年	毎年	毎年
算出方法	—	—	—	年少人口 ÷総人口	生産年齢 人口÷総 人口	老年人口 ÷総人口	—	総人口÷ 世帯数	高齢者単 身世帯数 ÷一般世 帯数	—	—	—	児童数÷ 教員数	自家用乗 用車(軽自 動車除く) 数÷総世 帯数(登録 市町村不 明車両が あるため、 合計値と 完全した)	被保護人 員÷総人 口(推計人 口)	基準財政 収入額÷ 基準財政 需要額(過 去3年の平 均)	市町村民 税(個人分 +法人分) 調定額÷ 総人口
県数値	887,595	935	0.96	15.5	64.94	19.54	42.0	2.80	6.19	2,419,988,000	882	192,816,268	15.9	1.4	3.4	0.44	52,956
大泉村	4,155	365	0.95	14.1	60.61	25.32	46.3	2.79	10.09	10,029,534	53	501,345	18.3	1.6	1.2	0.48	50,009
山中湖村	5,356	377	0.98	17.7	66.33	15.97	40.1	3.24	2.79	26,345,449	19	540,300	13.6	2.5	0.8	1.25	134,381

表 2 : 施設の概要

施設面積(床面積㎡)	ハケ岳大泉図書館	山中湖情報創造館
開架部分	511	498
金田一ことばの資料館	90	富士山コーナーを含む
方言コーナー	15	
ボールラッシュMコーナー	16	
ボランティアルーム	10	
山中尋常高等小学校		273
施設全体	1,026	785

大泉:図書館(金田一春彦ことばの資料館、SVホールを含む)といずみふれあい児童館、
いずみプールとの複合施設
山中湖:図書館、山中湖尋常高等小学校棟(学習室・研修室:AV利用可)との複合施設

表 3 : 利用について

	ハケ岳大泉図書館	山中湖情報創造館
開館	1998年7月18日	2004年4月25日
利用時間	9:30～19:00	9:30～21:00
閉館後の利用	19:00～22:00	24時間(予約した資料の受け取り)
休館日	12月31日・1月1日 月末日 蔵書整理期間(2/25～3/7) 村をあげての行事(年3回)	12月31日・1月1日 職員研修日 資料点検日
貸し出し	文献(21日, 10冊) AV(7日, 3点)	文献(22日, 無制限) AV(8日, 3点)
施設利用	無料	無料 有料部分あり
マルチメディアコーナー	無料(混雑時制限あり)	無料(混雑時1時間以内)
特色あるサービス	自動貸出機の利用	自動貸出機の利用 館内無線LAN パソコン・プリントアウト

研修室(村内1,000円、村外1,500円)
AV機(3,000円)
(白黒10円/枚、カラー50円/枚)

表 4 : 資料の概要

資料の概要	ハッポ大泉図書館			山中湖情報創造館		
	一般書	児童書	AV	一般書	児童書	AV
1998年度	15,510	9,668	1,677			
1999年度	6,128	2,114	426			
2000年度	4,416	2,481	1,132			
2001年度	5,368	2,115	192			
2002年度	3,993	1,656	475			
2003年度	3,356	544	208			
2004年度				15,432	2,654	220
蔵書数	38,771	18,578	4,110	21,089	4,788	368
	(2003年度末)			(2004.9現在)		

表 5 : 資料費の概要

資料費の概要	ハッペ大泉図書館	山中湖情報創造館
1998年度	24,556 千円	
1999年度	18,236	
2000年度	16,798	
2001年度	12,485	
2002年度	14,289	
2003年度	12,032	50,000 千円 開館前整備
2004年度	15,000 合併前	8,000 寄付含む

表 6：利用状況

利用状況	八ヶ岳大泉図書館 図書 月当り	山中湖情報創造館 図書 月当り
1998年度	119,577	13,286
1999年度	163,237	13,603
2000年度	152,780	12,732
2001年度	142,698	11,892
2002年度	133,500	11,125
2003年度	123,713	10,309
2004年度		

表 7 : 人件費に関する比較表

山中湖情報創造館		内 容	勤 務	資 格	経 験	性別	年 齢	基本給(年)	資格給(年)	勤務時間	時給換算	保険等	11月	備考
A	チーフ・ライブラリアン	館長	非常勤	司書	県立、公立館長	男	50歳代	0			0	雇労ボ	2日	国保・国民年金
B	デジタル・ライブラリアン	情報処理・館長補佐	常勤	アーキビスト	民間、NPO、アーカイブ	男	40歳代	2,500,000	150,000	8時間	1,840	雇労ボ	19日	国保・国民年金
C	チルドレンズ・ライブラリアン	児童奉仕	常勤	司書	新	女	20歳代	2,200,000	150,000	8時間	1,632	雇労ボ	19日	国保・国民年金
D	レファレンス・ライブラリアン	サービス全般	常勤	司書	新	女	20歳代	2,200,000	150,000	8時間	1,632	雇労ボ	20日	国保・国民年金
E	アシスタント・ライブラリアン	情報処理・児童奉仕	常勤	司書	新	女	20歳代	1,400,000	100,000	8時間	1,042	雇労ボ	20日	国保・国民年金
F	アシスタント・ライブラリアン	情報処理・児童奉仕	常勤	司書	新	男	20歳代	1,400,000	100,000	8時間	1,042	雇労ボ	19日	国保・国民年金
G	アシスタント	館内環境整備	非常勤	—	新	男	20歳代	1,250,000	0	6時間	868	雇労ボ	19日	国保・国民年金
H	アシスタント (事務局員)	館内環境整備 (NPO創事務処理)	非常勤	—	新	女	40歳代	1,250,000	0	6時間	868	雇労ボ	19日	国保・国民年金
	(係長(役場職員))	(事務、連絡調整)	常勤					1,080,000						
	早番 9:00～15:30 選番 14:45～21:15(12:45～19:15) 1日勤務9:00～17:15							13,280,000	650,000					
ハケ岳大泉図書館		内 容	勤 務	資 格	経 験	性別	年 齢	基本給	年(賞与含)	勤務時間	時給換算	保険等	11月	備考
A	館長	館長	非常勤	司書取得中	6年目(役場課長/業務館長)	女	50歳代	250,000/月	3,375,000	30時間/週	2,340	雇労短長	19日	
B	主事(役場職員)	事務、サービス全般	常勤		2年目(臨時職員→新採用)	男	20歳代	180,000/月	2,952,000	8時間	1,538	雇労短長	19日	
C	領託(図書館奉仕員)	サービス全般	常勤		7年目	女	50歳代	148,000/月	1,998,000	8時間	1,041	雇労短長	18日	
D	領託(図書館司書)	サービス全般	常勤	司書	3年目	女	20歳代	140,000/月	1,890,000	8時間	984	雇労短長	19日	
E	領託(図書館司書)	サービス全般	常勤	司書	新採用	女	50歳代	140,000/月	1,890,000	8時間	984	雇労短長	19日	
F	パート	貸出、資料整理等	非常勤			女	40歳代	780円/時	655,200	5時間	780	雇労	14日	
G	パート	貸出、資料整理等	非常勤			女	40歳代	780円/時	655,200	5時間	780	雇労	14日	
H	パート	貸出、資料整理等	非常勤			女	40歳代	780円/時	655,200	5時間	780	雇労	12日	
I	パート	貸出、資料整理等	非常勤			女	40歳代	780円/時	655,200	5時間	780	雇労	13日	
	早番 8:30～17:15 選番 10:30～19:15							14,725,800						